



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年度工賃（賃金）の実績について

1. 概要

(1) 目的

「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日 障発第0402001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、就労継続支援A型・B型は前年度に利用者に対し支払われた工賃(賃金)の実績を報告することとなっているため、その内容を公表し、就労継続支援事業所の利用者工賃(賃金)の現状を把握することを目的とする。

(2) 対象施設

就労継続支援B型事業所、就労継続支援A型事業所

(3) 報告状況

19,547事業所

(4) 工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのもの。

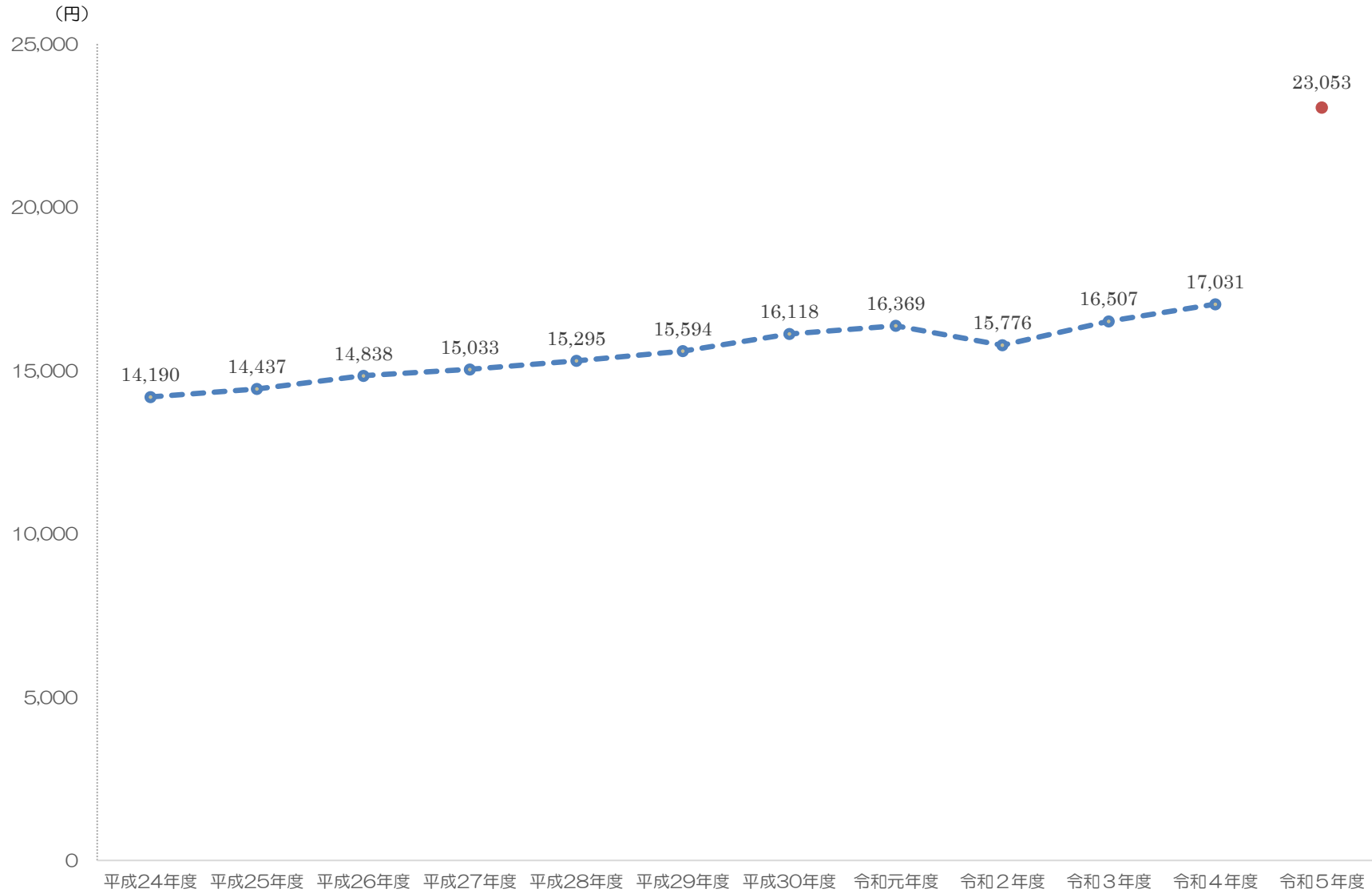
2. 結果

令和5年度平均工賃（賃金）

施設種別	平均工賃(賃金)	施設数 (箇所)	令和4年度(参考)
	月額		月額
就労継続支援 B型事業所 (対前年比)	23,053 円 (-)※	15,159	17,031 円
就労継続支援 A型事業所 (対前年比)	86,752 円 (103.8%)	4,388	83,551 円

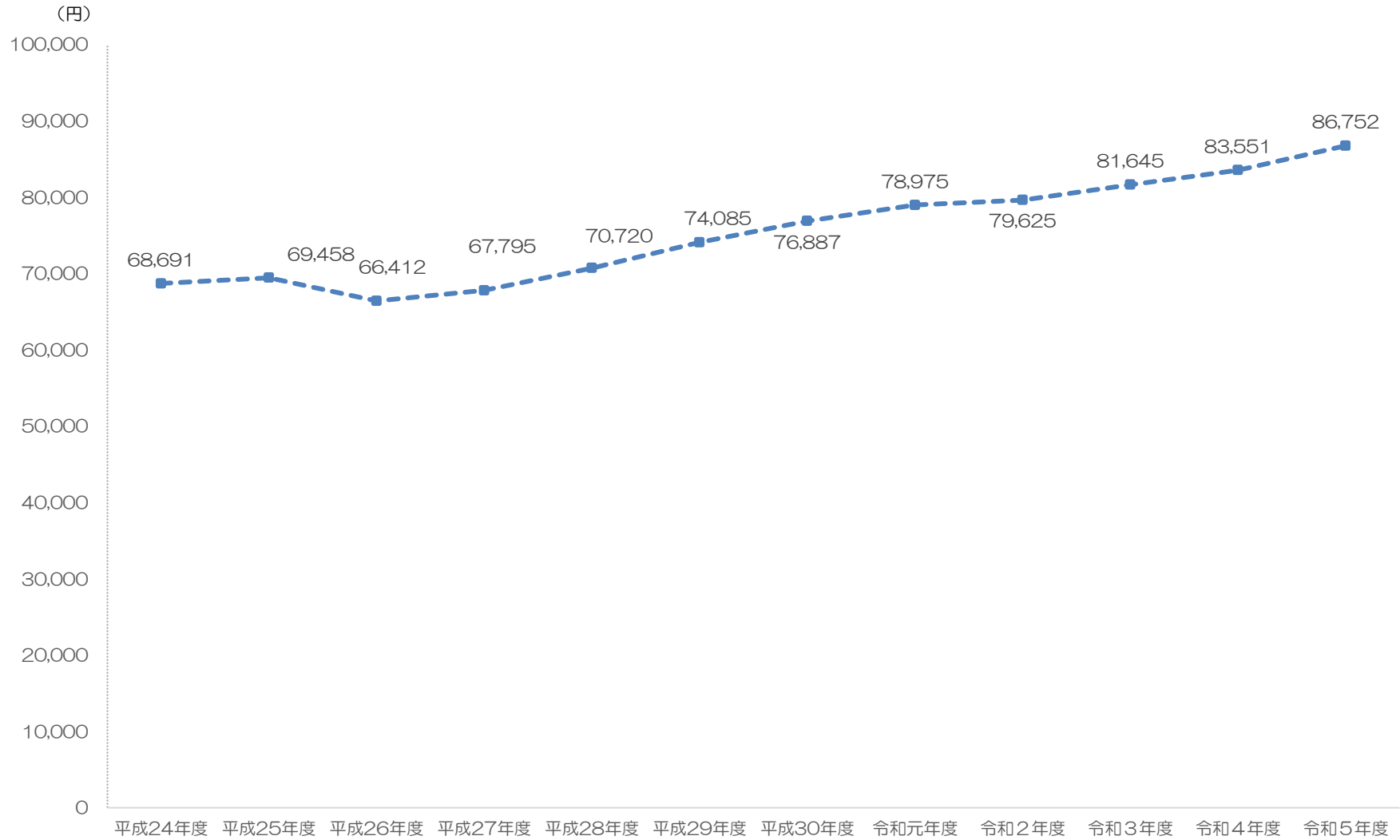
(※) 令和5年度は、令和6年度報酬改定にて平均工賃月額の計算方法が変更となったことにより、実績が大幅に増加している

就労継続支援B型事業所 平均工賃について



※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援B型事業所については、令和4年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした（令和5年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。）

就労継続支援A型事業所 平均賃金について



令和4年度・令和5年度都道府県別平均工賃 (就労継続支援B型事業所)

(円/月額)

都道府県	令和4年度	令和5年度	都道府県	令和4年度	令和5年度
北海道	19,932	26,675	滋賀県	18,373	24,903
青森県	15,686	20,979	京都府	17,235	23,353
岩手県	19,949	25,388	大阪府	13,681	18,176
宮城県	18,169	22,973	兵庫県	14,914	19,140
秋田県	16,433	20,150	奈良県	18,056	24,696
山形県	14,037	18,094	和歌山県	17,935	23,320
福島県	15,993	20,675	鳥取県	20,378	27,345
茨城県	15,726	19,882	島根県	20,141	27,704
栃木県	18,292	22,574	岡山県	15,264	20,066
群馬県	18,079	22,934	広島県	18,005	24,489
埼玉県	15,024	20,287	山口県	19,779	26,558
千葉県	15,371	20,932	徳島県	22,361	29,312
東京都	16,320	23,534	香川県	17,371	22,688
神奈川県	15,795	21,661	愛媛県	17,112	22,583
新潟県	15,882	20,715	高知県	20,969	27,869
富山県	17,735	22,589	福岡県	15,607	21,393
石川県	16,419	23,060	佐賀県	19,855	24,675
福井県	22,211	28,206	長崎県	19,341	25,144
山梨県	19,181	25,847	熊本県	16,296	21,108
長野県	16,930	23,301	大分県	20,145	25,475
岐阜県	17,496	22,309	宮崎県	20,459	27,065
静岡県	16,866	21,713	鹿児島県	18,003	26,352
愛知県	18,174	24,766	沖縄県	16,372	20,873
三重県	17,696	22,722	全国平均	17,031	23,053

※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援B型事業所については、令和4年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした（令和5年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。）

令和4年度・令和5年度都道府県別平均賃金 (就労継続支援A型事業所)

(円/月額)

都道府県	令和4年度	令和5年度	都道府県	令和4年度	令和5年度
北海道	81,779	87,766	滋賀県	85,993	88,765
青森県	74,085	76,407	京都府	91,972	93,031
岩手県	87,351	88,630	大阪府	85,064	89,367
宮城県	79,450	81,276	兵庫県	87,110	89,142
秋田県	71,627	76,997	奈良県	80,340	84,547
山形県	83,023	88,005	和歌山県	96,162	99,352
福島県	78,892	81,220	鳥取県	86,712	87,917
茨城県	82,528	85,056	島根県	100,019	103,724
栃木県	75,841	78,788	岡山県	86,789	90,284
群馬県	77,311	79,546	広島県	98,059	102,410
埼玉県	80,440	85,331	山口県	84,193	85,179
千葉県	78,090	78,197	徳島県	77,311	79,381
東京都	103,286	106,498	香川県	78,019	78,611
神奈川県	92,140	94,395	愛媛県	76,853	80,860
新潟県	78,241	80,963	高知県	92,696	99,123
富山県	76,263	80,054	福岡県	82,305	85,333
石川県	79,271	82,036	佐賀県	89,286	91,708
福井県	92,936	95,522	長崎県	94,909	96,744
山梨県	77,387	81,021	熊本県	79,220	83,220
長野県	87,055	89,781	大分県	92,843	95,511
岐阜県	81,581	87,120	宮崎県	68,407	74,967
静岡県	81,776	85,647	鹿児島県	77,153	80,117
愛知県	84,031	85,738	沖縄県	75,101	78,438
三重県	80,238	83,539	全国平均	83,551	86,752